

第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等の作成に当たっての留意事項

資料7

第二期市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「市町村支援事業計画」という。）及び第二期都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（以下「都道府県支援事業支援計画」という。）の作成に当たっての基本指針については、子ども・子育て会議における議論も踏まえつつ、6月を目途に改正を予定している。

市町村支援事業計画及び都道府県支援事業支援計画の作成に当たっての留意事項や、基本指針の改正事項についての現時点の方向性は以下のとおり。

1. 量の見込み及び確保方策

(1) 全般

- ・ 量の見込みの算出に当たっては、トレンドや政策動向、地域の実情等を十分に踏まえるとともに、子育て安心プラン実施計画との整合性の確保を図りつつ、必要に応じて補正を行うこと（特に、保育の受け皿整備の進捗による潜在需要の喚起や、女性就業率の上昇傾向に留意）。※1
- ・ 都市開発部局との十分な情報共有を行い、大規模マンション等の開発が行われる際には、必要に応じて補正を行うこと。※1

(2) 教育・保育

- ・ 0歳児保育の量の見込みについては、育児休業の取得状況の実態等を踏まえ、適切に算出すること。※1
- ・ 企業主導型保育施設の地域枠について、市町村の利用者支援の対象とした場合には、確保の内容に含めて差し支えないこと。※1
- ・ 必要利用定員総数について、当該年度より翌年度が上回る場合には、翌年度の必要利用定員総数に基づき需給調整を行うこと。※1
- ・ 新たに整備を行った保育所や認定こども園については、運営開始後1～3年目は4・5歳児の定員を少なく設定し、2年目以降は、入所児童の進級に伴い、その定員の増加を図るなど、施設側と調整し、地域の保育ニーズに伴い、柔軟な定員設定を行うこと。※1
- ・ 幼稚園において、預かり保育の充実（長時間化・通年化）により、保育を必要とする子どもの預かりニーズにも適切に対応可能であると認められる場合には、2号認定子どもの保育の確保の内容に含めることができること。また、「子育て安心プラン」に基づく一時預かり事業（幼稚園型）による2歳児受入れや幼稚園における長時間預かり運営費支援事業による0～2歳児受入れを行う場合には、3号認定子どもの保育の確保の内容に含めることができること。※1,2
- ・ 子ども・子育て支援法附則第14条に規定する保育充実事業の実施に当たっては、市町村支援事業計画に位置付けること。※1,3
- ・ 認定こども園への移行を促進する観点から、幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整については、引き続き実施すること。（基本指針第三の四の2（二）（2））※1,4

1. 量の見込み及び確保方策（続き）

(3) 地域子ども・子育て支援事業

- ・ 子育て短期支援事業の量の見込みについては、ニーズ調査の結果に加え、市町村における児童虐待相談等から、本事業の活用が想定される数を算出し、量の見込みに加えるなど適切な補正を行うこと。※1
- ・ 利用者支援事業については、地域子育て支援拠点事業における量の見込みや、子育て世代包括支援センターの設置を見据えた見込みとなるよう留意すること。※1
- ・ 放課後児童健全育成事業について、可能な限り学年ごとに、小学校6年生までの量の見込みを算出すること。その際、新・放課後子ども総合プランに基づく量の見込みの算出方法又はニーズ調査結果に基づく量の見込みの算出方法のうち、いずれか適切と見込まれるものを、地方版子ども・子育て会議等の議論等を踏まえて、量の見込みの数字とすること。※1

2. 自治体間の調整

(1) 広域利用の調整

- ・ 都道府県は、教育・保育施設及び地域型保育事業の整備等に関する広域調整を行う役割を有しているため、都道府県支援事業支援計画の作成過程では、市町村との連携を図ること。（基本指針第三の一の2（三））
- ・ 市町村が市町村支援事業計画を作成するに当たって、私立幼稚園の運営の状況等を円滑に把握することができるよう、都道府県は、市町村に必要な支援を行うこと。（基本指針第三の一の2（三））
- ・ 教育・保育施設及び地域型保育事業について、一定量以上の広域利用が恒久的に見込まれる場合は、あらかじめ他の市町村と調整を行うこと。また、都道府県においては、必要に応じて市町村間の調整や適切な区域設定を行うこと。（基本指針第三の二の2（二））※5
- ・ 病児保育の広域利用について、市町村間で利用枠に関する協定を締結している場合は、当該一定数の広域利用を、あらかじめ両市町村間で市町村支援事業計画に位置付けることが適当と考えられること。また、都道府県においては、必要に応じて市町村間の調整に対し助言等を行うこと。※6

(2) 子ども・子育て支援法に規定する協議会で協議が調った事項の都道府県支援事業支援計画への反映

- ・ 同法附則第14条第4項に規定する協議会で協議が調った事項の都道府県支援事業支援計画への反映については、保育に係る子ども・子育て支援に関する施策の円滑かつ確実な実施のための必要性の観点から、都道府県の判断により行うこと。※1,3

3. 他の計画との関係

- ・市町村支援事業計画及び都道府県支援事業支援計画は、地域福祉計画、教育振興基本計画、母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する自立促進計画、障害者計画、児童福祉法に規定する市町村整備計画その他の法律の規定により市町村又は都道府県が作成する計画であって、子ども・子育て支援に関する事項を定めるものや、その他の子ども・子育て支援に関する事項を定める計画との間の調和が保たれたものとする。こと。（基本指針第三の一の6）※1

4. 計画の公表、点検及び評価等

(1) パブリックコメント等の実施

- ・市町村は、市町村支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、パブリックコメントの実施等の方法によって、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとされていること。（子ども・子育て支援法第61条第8項）※1

(2) 計画の公表、点検及び評価

- ・市町村・都道府県は、市町村支援事業計画及び都道府県支援事業支援計画を作成したときは、これを公表すること。（基本指針第三の六の4）※1
- ・市町村・都道府県は、市町村支援事業計画及び都道府県支援事業支援計画に基づく施策の実施状況や費用の使途実績等について点検・評価し、この結果を公表すること。この際、地方版子ども・子育て会議を活用することが望まれること。（基本指針第三の六の3）
- ・地方版子ども・子育て会議においては、毎年度、市町村支援事業計画及び都道府県支援事業支援計画に基づく施策の実施状況や費用の使途実績等について点検・評価し、必要に応じて改善を促すこととされている。市町村・都道府県はその結果を公表するとともに、必要な措置を講ずること。（基本指針第六の二）

5. 基本指針の改正を予定している項目

(1) 幼児教育アドバイザーの配置・確保及び幼児教育センターの体制整備

- ・ 幼児教育・保育の質の向上に資するよう、市町村は、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等、都道府県は、幼稚園に関する事務に従事する指導主事の教育・保育に関する専門性の確保、幼児教育アドバイザーの確保及び幼児教育センターの体制整備に努めること。※1,7

(2) 幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望への対応

- ・ 保護者の選択を保障する観点から、幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は、適切に量を見込み、確保の内容について公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。※1,7

(3) 外国につながる幼児への支援・配慮

- ・ 国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。また事業者等は、運営等に当たり円滑な受入れに資するような配慮を行うことが望ましいこと。※1,7

※ 市町村支援事業計画及び都道府県支援事業支援計画の作成に要する経費については、平成31年度において地方財政措置が講じられる予定。

(参考)

- ※1 平成31年4月23日事務連絡「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方について（改訂版）」
- ※2 平成30年3月30日内閣府告示第56号
- ※3 平成30年4月9日通知府子本第350号・子保発0409第1号・29初幼教第18号「子ども・子育て支援法に基づく保育充実事業及び協議会の実施について」
- ※4 平成26年4月1日事務連絡「認定こども園への移行について」、平成25年12月18日事務連絡「幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整に係る特例措置の再周知について」
- ※5 平成26年8月29日事務連絡「市町村子ども・子育て支援事業計画の確保方策等における広域利用の取り扱いについて」、自治体向けFAQ第17版
- ※6 自治体向けFAQ第17版
- ※7 平成31年1月28日第41回子ども・子育て会議資料4